

## 只木ゼミ春合宿第2問検察反対尋問レジュメ

文責:3班

### I. 反対尋問

- 5 1. 弁護側は、「行為時の事情を基礎とするから、行為後の因果関係を考慮しえない」(弁護レジュメ 2 頁 13 行目)、という B-3 説(折衷説)に対する批判への反論として、「刑法上の因果関係は実行行為から経験則上通常予想される結果を構成要件的結果評価するためのものであり、その範囲で行為後の介在事情や因果関係を考慮すれば足りる」(弁護レジュメ 2 頁 14 行目から 16 行目)とするが、考慮に入れる行為後の介在事情や因果関係の範囲の明確性に
- 10 欠くように思える。この点、弁護側はどのように考えるか。
- また、弁護側の上記の弁護レジュメ 2 頁 14 行目から 16 行目の考えでは、本件の暴行はそれ自体により死因を形成するようなものではなかったとしても、85 歳という比較的体力が衰弱していると想定される高齢の女性の鼻口部を圧迫するという実行行為から致死結果は「経験則上通常予想」されないのか。
- 15 2. 弁護側は、「構成要件は責任類型として責任非難の前提となるものであるから、行為当時に行為者が認識した特別の事情をも判断の基礎とする折衷説が妥当である」(弁護レジュメ 2 頁 6 行目から 7 行目)としている。しかし、行為者の主観は本来、責任の問題として取り扱われるべきである。それにもかかわらず、その構成要件の一要素である因果関係の判断基準に 行為者の主観を取り入れている。それは何故か。
- 20 3. 弁護側は、B-3 説への「複数の行為者が結果を惹起するに至った場合、認識が異なる行為者によって、因果関係の有無に差が生じてしまうという批判」(弁護レジュメ 2 頁 17 行目から 19 行目)に対し、「相当因果関係説の狙いは、条件関係の認められる結果のうち、行為者の支配によらない偶然的な結果を排除する」(弁護レジュメ 2 頁 9 行目から 10 行目)ことを根拠として「ある事実を認識・予見していなかった者には偶発的結果でも、認識・予見
- 25 していたものにとっては必然的結果なのであるから、そうした複数行為者の因果関係の判断に差が生じるのはむしろ当然である」(弁護レジュメ 2 頁 19 行目から 21 行目)とする。一方で、「刑法における因果関係は B 説(相当因果関係説)に従って判断する」(弁護レジュメ 2 頁 4 行目)場合には、刑法上の因果関係を肯定するにあたり、一般人の社会生活上の経験に照らして、通常その行為からその結果が生じることが相当であると認められることが必要
- 30 になる。後者の判断基準で因果関係を判断するならば、客観的に判断可能なものを考慮して因果関係を判断すべきだが、「相当因果関係説の狙いは、・・・排除する」立場では客観的に判断できないものも因果関係の判断の考慮に入れることとなり、論理的に矛盾するように思える。この点、弁護側はいかに考えるか。

以上